

令和3年第2回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年2月25日(木)
午後2時00分から午後3時00分
2. 開催場所 大瀬戸コミュニティーセンター 3階会議室
3. 委員定数 条例定数19人 現委員19人
4. 出席委員 (18人)
会長 1番 岩崎信一郎
会長代理 2番 松本 千代治
委員 3番 山口 隆 4番 谷脇 文弘 5番 松崎 常俊
 6番 津口 祐二 7番 岸本 六郎 8番 白石 幸憲
 9番 福田 務 10番 葉山 諭 11番 瀬川 洋子
 12番 浦口 大輔 13番 辻尾 政幸 14番 朝長 久夫
 15番 宮崎 壽治 16番 水嶋 政明 17番 葉山 静子
 18番 知念 近海
5. 欠席委員 (1人)
19番 田中 初治
6. 議事日程
第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第5号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について
議案第6号 西海農業振興地域整備計画の変更について
議案第7号 非農地通知の対象とすることの決定について

承認審議 土地改良事業に係る土地改良法第3条資格者証明について

報告事項 農地の転用事実に関する照会について
 転用許可不要案件届出について
 農地利用集積計画の合意解約について
 農地利用配分計画の合意解約について
7. 事務局 事務局長：谷口雄二 局長補佐：神浦真吾 主任主事：本田美春
8. 会議の概要
事務局 只今から令和3年西海市農業委員会第2回総会を開会いたします。出席委員は在任委員19名中18名で、定足数に達しておりますので総会

は成立しております。

それでは、西海市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行は会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長 今回の議事録署名委員は、2番：松本代理、3番：山口委員にお願いいたします。

議長 それでは、審議に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから氏名を告げて発言をお願いします。

それでは、議案第5号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願について」の1番を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第5号、農地法第5条の規定による許可処分の取消願について「1番」を説明いたします。資料は1頁になります。所在が大瀬戸町雪浦上郷字坂中の田、1筆・124㎡で、平成29年3月27日の総会で審議し、平成29年4月14日に県から許可された案件の許可処分の取消願となっております。申請地の地番・申請人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請理由は許可決定後に借り人の事情により、建築計画自体が中止になったとなっております。添付資料は、2頁から6頁までで、2頁に位置図、3頁に付近状況図、4頁に現況写真、5頁に字図、6頁に航空写真を添付しています。許可後に特段手を加えたり、権利移転の手続き・貸借権の設定行為などされていないため、許可を取り消しても特段問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

8番 1番について、先日私と地区担当の推進委員、それから申請者の娘さんと三人で現地を確認しました。

現地は4頁の写真のとおり、申請者宅の玄関のすぐ目の前にあります。この方たちは、神奈川県から移住して来た方たちです。最初に娘さんが移住して来て、そのあと両親である申請者が移住して来て家を

建てました。申請者の旦那さんは大学の教授をしております、かなりの知識をもっておられる方で、雪浦地区では結構有名な方です。

最初の計画では、亡くなった旦那さんは教授をしていたということで、本がたくさんあったので、蔵書関係を公開するため書庫をつくるという計画でした。その後、奥さんも病気がちで、体調が悪いということもあってこの計画を断念したようです。借地権の設定も行ってなく、今後も建築はしないということで、特に問題はないと思います。審議のほうをよろしくお願いします。

議 長 ただ今議案第5号の1番について説明がありました。
 これより質疑に入ります。
 皆さんから何かご意見等ございませんか。
 《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することについて異議ございませんか。
 《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
 よって、議案第5号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願
 について」の1番については、許可相当といたします。

議 長 次に議案第6号「西海農業振興地域整備計画の変更について」を議
 題といたします。
 事務局より説明を求めます。

事務局 資料の7頁になります。議案第6号西海農業振興地域整備計画の変
 更にかかる意見聴取について、西海農業振興地域整備計画について、
 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定に
 より意見を求められたので意見を求めます。今回は3件・3筆の申請
 となっています。内訳は除外分が3件・3筆となっています。一覧に
 ついて8頁に記載しています。9頁に各申請地の位置図を掲載してい
 ます。各案件について説明します。

 1番について説明します。資料は10頁です。物件の所在は西海町天
 久保郷字丸辻の畑・1筆、計531㎡で、土地所有者及び申請者につい
 ては議案書記載のとおりです。変更の目的は、漁業用施設等で、変更
 の事由は、議案書記載のとおりです。農地法適用条項は5条見込とな
 ります。添付資料は、9頁及び11頁から17頁までで、9頁に位置図、
 11頁に付近状況図、12頁に現況写真、13頁に字図、14頁に航空写真、
 15頁に被害防除計画書、16頁に土地利用計画図、17頁に平面図・立

面図を添付しております。平屋建ての漁業用倉庫の建設・敷地 111 m²と漁具資材置き場を予定しています。15 頁にもどり申請地の造成計画の内容ですが、現状のまま利用する。被害防除措置の内容または被害発生のおそれがない理由として、盛土・切土を行わないため被害発生のおそれはない。農業用排水施設の有する機能に支障を生じさせないための措置として、雨水は自然流下、汚水・生活雑排水は、なしとなっています。周辺の農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置、理由として、建物の高さを加減する。3.55m程度、周辺に耕作している農地がないため、特に問題はない、申請地の周囲は公道と荒廃農地に囲まれ、被害を及ぼすことはないと考えております。西海町土地改良区の受益地ではありません。農地区分については、申請地は市道に面し畑に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

9 番 1 番について、先日申請者とその息子さんと現場で会って、現場の確認をしていきさつなどを聞きました。この土地の所有者は、前農業委員さんです。二人は同級生で、申請者は昔石田に住んでいたことがあって、仲がよかったそうです。また申請地に以前芋をさしていたこともあったそうです。もっと近くの黒口のほうに適地はなかったのか尋ねたところ、探したけどもやっぱりなかったということです。ここはトラックですぐ来ることができるし、網とかいろいろ保管したいという話でした。

この場所は、南側は山になっていて、道路を挟んで向かい側が田んぼになっています。倉庫などを建てても、作物には影響はないかなと思って、特に問題がないと私は判断してきました。皆さんの審議のほう、よろしくお願いします。

議 長 ただ今議案第6号の1番について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することについて異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第6号「西海農業振興地域整備計画の変更について」の1番については、原案どおりで「異議なし」といたします。

議 長 次 に 2 番 について説明をお願いします。

事務局 2番について、資料は18頁です。物件の所在は、西彼町鳥加郷字ハマリ田の畑1筆、115㎡の一部25.52㎡で、土地所有者及び申請者については議案書記載のとおりです。変更の目的は、通路の設置で変更の事由は議案書記載の通りです。農地法適用条項は5条見込となります。添付資料は、9頁及び19頁から24頁まで、9頁に位置図、19頁に付近状況図、20頁に現況写真、21頁に字図、22頁に航空写真、23頁に被害防除計画書、24頁に土地利用計画図を添付しております。23頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、現状のまま利用する。被害防除措置の内容又は被害発生の恐れがない理由として、通路として利用するため被害発生の恐れがない。農業用排水施設の有する機能に支障を生じさせないための措置として、雨水は自然流下、汚水・生活雑排水は、なしとなっています。周辺の農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置、理由として、通路として利用し、構築物はなく、路面は碎石舗装を予定しており、特に問題はない、申請地の周囲は里道と荒廃農地に囲まれ、被害を及ぼすことはないと考えております。農地区分について、申請地は里道や畑に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

2 番 2番について、私のほうから説明をさせていただきます。現場は、以前のほかの案件のすぐ近くだったのでその折に、地区担当の推進委員と事務局と現地を見ていました。事務局から、ここもすぐ申請が出るだろうという説明を受けていました。先ほど説明があったとおり、この案件ではいろいろほかに問題が生じるようなところではありませんし、また面積も狭くそのまま利用するということなので、大丈夫だと思います。よろしく審議のほうをお願いします。

議 長 ただ今議案第6号の2番について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することについて異議ござい

ませんか。

《異議なしの声あり》

議 長

「異議なし」と認めます。
よって、議案第6号「西海農業振興地域整備計画の変更について」の2番については、原案どおりで「異議なし」といたします。

議 長

次に3番について説明をお願いします。

事務局

3番について、資料は25頁です。物件の所在は、西彼町小迎郷字下珍古原の畑1筆、1,114㎡で、土地所有者及び申請者については議案書記載のとおりです。変更の目的は、長屋住宅建築で変更の事由は議案書記載の通りです。農地法適用条項は4条見込となります。添付資料は、9頁及び26頁から34頁まで、9頁に位置図、26頁に付近状況図、27頁に現況写真、28頁に字図、29頁に航空写真、本日配布資料として被害防除計画書、30頁に土地利用計画図、31頁に平面図、32頁に立面図、33頁に平面図、34頁に立面図を添付しております。本日配布資料にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、盛土を行う最高1.13m最低0m、切土を行う最高0.46m最低0m、被害防除措置として、擁壁を設ける。防護柵を設ける。被害防除措置の内容または被害の発生の恐れがない理由として、工事の際には、仮囲いを設けて施工を行うため、土砂の流出または崩壊その他災害を発生させる恐れはありません。農業用排水施設の有する機能に支障を生じさせないための措置として、雨水は水路放流。汚水処理は合併浄化槽・生活雑排水は合併浄化槽処理となっています。周辺の農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置、理由として、緑地、緩衝地を設ける幅約1.0mから2.8m程度、建物の高さを加減する。高さ約7.6m程度被害防除措置の内容または被害の恐れがない理由として、建物の高さは約7.6mとし、隣地には約1.0mから2.8mの緩衝地をもうけるため被害の恐れはありません。小迎土地改良区との打合せも行っているとのことでした。農地区分について、申請地は国道や宅地や農地に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長

それでは補足説明を地区担当委員をお願いします。

10番

3番について、先日地区担当の推進委員と現地を確認をしました。本日、農用地の除外が認められれば先ほど説明がありましたように、ここにアパートを建てたいということです。この場所は、上小迎地区といいまして、商業施設なり、あるいは保育園、それから小学校、そ

ういった学校施設、あと病院等があつて、非常に生活環境にとって利便性が良い場所ですから、住宅とか、アパートが最近増えてきています。そういった中に、この申請者のミカン畑があるわけですが、その周囲にも、宅地が増えたりして、非常に農業管理もしにくいような状況です。

28 頁の黄色い部分が申請地になるわけですが、中間から下のほうに駐車場を設けて、中間から上のほうに 2 棟で 10 世帯ぐらいのアパートが建つということです。周辺には、下のほうに果樹園、それと斜め上のほうにも果樹園があるわけですが、ここの申請地自体が、緩やかな傾斜地になっていて、建物が建った後でも、日照とか通風とか、別段問題ないようです。それから、本人は今腰の病気で、余り仕事が通常出来ないような状況です。そういったこともあつて、理由のところに書いてあるように、その辺もひとつ考慮いただきまして、審議をお願いしたいと思います。以上です。

議 長 　　ただ今議案第 6 号の 3 番について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 　　ないようでしたら、本案について許可することについて異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。
よつて、議案第 6 号「西海農業振興地域整備計画の変更について」の 3 番については、原案どおりで「異議なし」といたします。

議 長 　　次に議案第 7 号「非農地通知の対象とする事の決定について」の通常分を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 　　資料 35 頁をお願いします。議案第 7 号非農地通知の対象とする事の決定についてを説明します。

今回は通常分 1 件・1 筆・27 m²と同意書分 11 件・72 筆・56,478 m²の合計 12 件・73 筆・56,505 m²について、審議を頂きたいと思ひます。

通常分について説明します。資料は 35 頁です。通常分の物件 1 番の 1 筆は西彼町八木原郷の物件で資料は 36 頁から 40 頁です。申請者は西彼町八木原郷にお住いの方で、相続対象物件です。36 頁に申請地位置図、37 頁に付近近況図、38 頁に対象地の現況写真、39 頁に字図、

40 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で黄色に塗った部分。赤枠で囲んだ部分が申請対象地となっています。申請地のほうですが、雑木等が茂り原野化しており、現場を見る限りでは特に支障はないと判断しました。対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

1 5 番 1 番について、先ず 39 頁の申請地の周りの 1997 番 2 ですが、これは去年の 6 月ぐらいに、このあたり一帯を一括して地目変更をしたつもりでしたが、その後一部分が変更されないまま残っていたのが分かり、それが 1998 番の三角形の部分になります。申請者の話ではもう全部を地目変更したつもりでしたということで、ちょっと残っているこの三角形の部分も今回、地目変更をしたいという申請です。ちなみに、三角形の部分ですけども、本人さんたちは、どういうわけが残ったのか全くわからないそうです。もしかしたら、昔ここが水田だった頃があって、その時のため池の部分だったのかもしれないというような話を伺いました。真偽はもう今となってはちょっと分かりません。それで、先日地区担当の推進委員と現地を確認しました。事務局から話がありましたように、周りと同じようにもう荒れておりました。以上です。審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、議案第 7 号の 1 番について説明がありました。
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第 7 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の通常分の 1 番について非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 次に議案第 7 号「非農地通知の対象とする事の決定について」の同意書分を議題といたします。本案は、10 番委員本人が関係する事案ですので、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

同意書分について、説明します。資料は41頁から44頁をお願いします。今回、申請者の方は11件、72筆、56,478㎡となります。住所や所有者の詳細につきましては議案書に記載したとおりです。今回の分につきましては、利用状況調査において、B分類の判定をしている農地を対象とし、市内の土地所有者の方に送付しています。今回返答された分のうち、1月4日から1月31日までに受け付けた分の非農地通知同意書を提出いただいた物件について、非農地通知の対象地として、議案として計上している状況です。

説明に入ります。物件1番から72番の72筆は西彼町の物件で、資料は45頁から69頁までです。申請者は西彼町にお住まいの方々です。1件相続対象物件があります。

45頁に管内図の配置図資料を添付しました。赤枠内の番号「配置図1」から「配置図3」が航空写真配置図の頁番号と連動しています。配置図番号の横の丸囲み数46から48が資料の頁番号と連動しています。46頁から48頁に航空写真配置図を添付しています。赤枠内の番号が航空写真の番号と連動しています。49頁から69頁に対象地の航空写真を添付しています。航空写真内のナンバーが、申請対象地の番号と、数値が申請地の地番と連動しています。例えば41頁の申請地「1番」申請地番「1638番2」の地図等の「西彼1」について、40頁の航空写真配置図の赤枠「1」と49頁の西彼町小迎郷1の航空写真の「No.1」、「1638-2」が、それぞれ連動しています。

対象地は複数の航空写真にまたがる場合もありますが、代表的な航空写真配置図の番号で対応している状況です。大字順に、西彼の北部から南部へと展開していく内容となっています。

申請地のほうですが利用状況調査、航空写真等で判断するところ、雑木等が茂り山林化及び原野化しており、特に支障はないという判断をいたしました。

申請の対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。

同意書分11件、72筆、56,478㎡について審議をお願いします。当月分の累計として44頁の下段に計73筆、56,505㎡を記載しております。事務局からの説明は以上です。

議長

ただ今、議案第7号「非農地通知の対象とすることの決定について」の同意書分の1番から72番について説明がありました。

これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第7号「非農地通知の対象とすることの決定について」の同意書分の1番から72番について非農地通知の対象とすることに決定いたします。10番委員は入室・着席をお願いします。

議 長 以上で議案審議は終了しました。

議 長 次に、承認審議です。土地改良事業に係る土地改良法第3条資格者証明についてになります。事務局より説明をお願いします。

事務局 資料70頁です。土地改良事業に係る土地改良法第3条資格者証明について、白崎地区県営水利施設等保全高度化事業、特別型畑地帯担い手育成型について、土地改良法第3条の規定により承認の申出があったので、承認の可否について意見を求める。内容については、土地改良法第88条第1項の規定に基づき、令和3年2月17日付けで公告のあった白崎地区県営水利施設等保全高度化事業、特別型畑地帯担い手育成型、区画整理工種と農業用排水施設工種について、事業計画の変更が生じたため、計画変更に伴う土地改良事業法第3条資格者の証明を求められています。

この事業につきましては、西彼町白崎地区において、平成28年度に採択を受け、換地業務、実施設計、区画整理工事に着手していますが、事業計画の変更が生じたため、今回計画変更を行うことになりました。71頁に土地改良法第3条の規定に基づく資格者名簿、72頁から81頁に対象となる土地の所在地番、前回資格者と変更後の資格者名簿、変更があった場合の理由について、243筆について掲載しています。2つの団体、18の個人について、同意書への証明を求められています。82頁から85頁に土地改良事業計画変更概要書の一部抜粋を掲載しています。事業計画の受益面積・区画整備面積、工事予定期間、総事業費の変更に伴い、縦覧に付す必要が生じたため土地改良法3条の規定に基づいた資格者として妥当かどうかの申出がなされています。それぞれ農地を所有・耕作されており資格者として妥当と考えていますので審議をお願いします。

議 長 ただ今説明がなされましたが皆さんいかがでしょうか。

議 長 異議なしということで、何も意見が無いようですので承認したいと

思います。

議 長 以上で議案は終了です。

議 長 次に報告事項に入ります。

議 長 農地の転用事実に関する照会について、事務局より説明をお願いします。

事務局 別冊の2頁をお願いします。農地の転用事実の照会、地目変更登記について説明します。登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会がありました。

1件目は令和3年1月15日付け日記第19号分です。受付は1月18日となります。申請物件は西彼町小迎郷字東南風ノ崎の畑・田、計4筆、4,203㎡について照会があり、令和3年1月25日に農業委員3名と確認を行い、1月27日に農地である旨回答を行いましたので報告するものです。関係資料は1頁および3頁から7頁となります。1頁に位置図、3頁に付近近況図、4頁・5頁に申請地の現況写真、6頁に字図、8頁に航空写真を添付しております。本件は田・畑から原野へ地目変更申請を行った案件ですが、申請地は区画整備地区内の農地や非農地判断されていない物件でしたので、農地として回答いたしました。

事務局 次は8頁をお願いします。2件目は、令和3年1月22日付け日記第22号分です。受付は1月25日となります。申請物件は西海町横瀬郷字辻尾の畑、計1筆、177㎡について照会があり、令和3年1月25日に農業委員3名と確認を行い、1月29日に非農地である旨回答を行いましたので報告するものです。関係資料は1頁および9頁から13頁となります。1頁に位置図、9頁に付近近況図、10頁・11頁に申請地の現況写真、12頁に字図、13頁に航空写真を添付しております。本件は畑から宅地へ地目変更申請を行った案件で、申請の通り非農地として回答いたしました。

事務局 次は14頁をお願いします。3件目は、令和3年1月27日付け日記第24号分です。受付は1月28日となります。申請物件は西海町中浦南郷字岡の畑、計2筆、349㎡について照会があり、令和3年1月29日に農業委員、最適化推進委員計3名と確認を行い、2月1日に非農地である旨回答を行いましたので報告するものです。関係資料は1頁および15頁から19頁となります。1頁に位置図、15頁に付近近況図、16頁・17頁に申請地の現況写真、18頁に字図、19頁に航空写真を添

付しております。本件は畑から宅地へ地目変更申請を行った案件で、申請の通り非農地として回答いたしました。

議 長 　　ただ今、農地の転用事実に関する照会について説明がありました。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 　　次に、転用許可不要案件届出について、事務局より説明をお願いします。

事務局 　　20 頁をお願いします。令和 3 年 2 月受付、農地転用不要許可案件届出について説明をいたします。西海町丹納郷における農地転用許可不要案件届出となります。目的は電源開発送変電ネットワーク株式会社による電気事業における保守用道路・待避所・転回場の整備分となります。申請地は西海町丹納郷字中ゾネ、上風早の畑、計 4 筆の物件で地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。申請地の面積 3,203 ㎡のうち 362 ㎡を松島火力線ナンバー 57、58 鉄塔保守用道路補修工事、鉄塔設備の保守用道路整備、待機所・転回場の用地として使用する申請となっています。これまでも、保守用用地として利用していた個所を改めて整備を行うこととなり届け出を行ってあります。工期は令和 3 年 3 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日を予定しています。関係資料は 21 頁から 30 頁までで、21 頁に申請地位置図、22 頁に付近近況図、23 頁に現況写真、24 頁・25 頁に字図、26 頁・27 頁に航空写真、28 頁に平面図・概要図、29 頁・30 頁に標準施工図を添付しています。事務局からの説明は以上です。

議 長 　　ただ今、転用許可不要案件届出について説明がありました。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 　　次に、農地利用集積計画の合意解約について、事務局より説明をお願いします。

事務局 　　資料 31 頁・32 頁をお願いします。農用地利用集積計画の合意解約について 下記のとおり農地利用集積計画の合意解約による通知があったので報告するとなっています。本件は農地中間管理事業で集積した土地について合意解約をした案件です。西彼町大串郷字横浦の物件、田 1 筆、計 579 ㎡と、西海町太田和郷字長寿ヶ原の物件、畑 1 筆 2,727 ㎡の内、1,100 ㎡につきまして、途中で契約解除することになり、合意解約に至ったことから届け出をしたものです。

議 長 　　ただ今、農地利用集積計画の合意解約について説明がありました。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 　　次に、農地利用配分計画の合意解約について、事務局より説明をお願いします。

事務局 　　資料 33 頁・34 頁をお願いします。農用地利用配分計画の合意解約について、下記のとおり農地利用配分計画の合意解約による通知があったので報告するとなっております。本件は農地中間管理事業で配分した土地について合意解約をした案件です。西彼町大串郷字横浦の物件、田 1 筆、計 579 ㎡と、西海町太田和郷字長寿ヶ原の物件、畑 1 筆 2,727 ㎡の内、1,100 ㎡につきまして、途中で契約解除することになり、合意解約に至ったことから届け出をしたものです。

議 長 　　ただ今、農地利用配分計画の合意解約について説明がありました。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 　　ないようでしたら、ただ今報告があったとおりにご承知おきください。

議 長 　　以上で全ての審議は終了しました。
皆さんのほうから何かありませんか。

議 長 　　ないようでしたら次回の総会日程を決定したいと思います。

来月の総会は

日時 令和 3 年 3 月 25 日(木) 午後 2 時 0 0 分から

場所 大瀬戸コミュニティーセンター 3 階会議室

代 理 　　これもちまして西海市農業委員会第 2 回総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

令和3年2月25日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人